

株 主 各 位

東京都中野区中央一丁目38番1号

株式会社 **ア-レスティ**

取締役社長 高 橋 新

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
株式会社中野サンプラザ 11階アネモルーム
(階、ルームが昨年と異なっておりますのでご注意ください。
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第88期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ahresty.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半までは原油価格、原材料の高騰に伴うコスト増を背景に企業収益が落ち込み傾向でありました。年度後半からは米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻に端を発する金融危機が実体経済に深刻な影響を及ぼし、輸出の大幅減少、設備投資の減少、雇用・所得環境の悪化も加わり、鉱工業生産高は過去最高の落ち込みとなりました。海外においては、米国は金融・信用不安が深刻化したことから、雇用の急速な悪化や、個人消費の大幅な落ち込みにより景気後退が急加速しました。欧州経済もリーマン・ショック以降、景況感が急激に悪化しました。

このような環境の中で、当社の受注も国内外自動車メーカー等の大幅な減産により激減したことから売上高は大幅な減収となりました。受注減少に応じた生産体制への移行や経費削減等の施策を進めてまいりましたが、減収の影響により損益についても悪化しました。

当連結会計年度の業績は、売上高104,843百万円（前年同期比19.0%減）、営業損失2,665百万円（前年同期は営業利益5,821百万円）、経常損失4,265百万円（前年同期は経常利益6,185百万円）、また、一部資産についての減損損失、繰延税金資産の取崩しなどにより、当期純損失6,772百万円（前年同期は当期純利益3,363百万円）と減収減益となりました。

当連結会計年度の事業別の売上高内訳は下記に示したとおりであります。

#### 事業別売上高

| 事業区別     | 売上高       | 売上構成比率 |
|----------|-----------|--------|
| ダイカスト事業  | 96,278百万円 | 91.8%  |
| アルミニウム事業 | 5,484     | 5.2    |
| 完成品事業    | 3,080     | 3.0    |

#### ダイカスト事業

ダイカスト事業におきましては、米国発の金融危機に端を発する需要の減退が欧米から新興国にまで広がり、主要顧客である自動車メーカーの生産調整による急速な受注量の減少の影響で、売上高は96,278百万円（前年同期比17.4%減）となりました。収益面においては、原価低減、経費削減、生産の効率化に取り組んだものの、急速な受注減少に伴う操業度低下の影響により収益性が悪化し、営業損失は2,825百万円（前年同期は営業利益5,019百万円）となりました。

#### アルミニウム事業

アルミニウム事業におきましては、第2四半期までは主力の自動車産業向け二次合金地金の出荷が堅調に推移しましたが、第3四半期以降の需要および地金市況が急落したことにより、売上高は5,484百万円（前年同期比28.8%減）となりました。収益面においては、第3四半期以降の販売量および地金市況の急落に伴い在庫削減や生産体制の見直しを図りましたが、生産量の減少に伴い収益性が悪化し、営業損失は88百万円（前年同期は営業利益395百万円）となりました。

#### 完成品事業

完成品事業におきましては、国内景気の悪化に伴い主力製品であるアルミパネルの受注を見込んでいた西日本地区での半導体関連の設備投資が中止または延期された影響が大きく、売上高は3,080百万円（前年同期比38.8%減）となりました。収益面においては、売上高の減少に伴う販売費負担増の影響により、営業利益は221百万円（同45.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（工具器具備品の金型を除く）の総額は11,964百万円であります。

ダイカスト事業における設備投資の総額は11,885百万円であり、その主なものは製造設備、加工設備であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|         |                               |                     |
|---------|-------------------------------|---------------------|
| ダイカスト事業 | 当社豊橋工場                        | 加工工場の増築、<br>生産設備の増設 |
|         | 当社東松山工場                       | 生産設備の増設             |
|         | 広州阿雷斯提汽车配件有限公司                | 生産設備の増設             |
|         | アーレスティメヒカーナ<br>S. A. de C. V. | 加工工場の増築、<br>生産設備の増設 |
|         | アーレスティインディア<br>プライベートリミテッド    | 鋳造工場の新築、<br>生産設備の新設 |

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

③ 資金調達状況

当連結会計年度中の設備投資等に対する資金調達は、主として主要金融機関からの借入金と自己資金によって行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第85期<br>(平成17年度) | 第86期<br>(平成18年度) | 第87期<br>(平成19年度) | 第88期<br>(当連結会計年度)<br>(平成20年度) |
|--------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                             | 101,609          | 122,761          | 129,362          | 104,843                       |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)                   | 5,699            | 7,934            | 6,185            | △4,265                        |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)                 | 3,796            | 7,528            | 3,363            | △6,772                        |
| 1株当たり当期純利益金額又は<br>1株当たり当期純損失金額(△)(円) | 202.75           | 351.15           | 154.66           | △313.83                       |
| 総資産(百万円)                             | 81,111           | 103,974          | 101,894          | 86,560                        |
| 純資産(百万円)                             | 33,900           | 44,596           | 45,299           | 34,175                        |
| 1株当たり純資産額(円)                         | 1,644.96         | 2,049.46         | 2,081.01         | 1,583.83                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第86期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容     |
|-------------------------------|--------------|----------|-------------|
| 株式会社アーレスティ栃木                  | 300百万円       | 100.0%   | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティ熊本                  | 150百万円       | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティ山形                  | 151百万円       | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| アーレスティウイルミントンCORP.            | 33,600 千米ドル  | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティ<br>ダイモールド浜松        | 266百万円       | 100.0    | 精密金型製造業     |
| 東海精工株式会社                      | 100百万円       | 100.0    | 軽金属加工業      |
| 広州阿雷斯提汽车配件有限公司                | 306,650 千中国元 | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| アーレスティメヒカーナ<br>S. A. de C. V. | 1,035 百万ペソ   | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |

(注) 東海精工株式会社は平成21年4月1日をもって株式会社アーレスティプリテックに商号変更しております。

### (4) 対処すべき課題

ダイカスト事業において、販売の多くを依存している自動車産業の急激な生産減少に伴いダイカスト需要が激減しており、事業を取り巻く環境はかつてないほど厳しい状況にあります。

このような状況下で、大幅な需要の減少に応じた総経費の削減、売上高減少に伴うキャッシュ・フローの悪化に応じた設備投資の抑制が課題であると認識しております。この課題に対して、需要の減少に応じた生産体制及び人員体制への移行、国内外の設備投資の大幅抑制等に取り組み業績の改善に取り組んでまいります。

なお、中長期的にはいずれ自動車需要は回復し海外を中心に軽量化によるアルミダイカスト採用増も加わりダイカストの需要は拡大していくものと考えられます。海外拠点においては一時的な需要減への対応を積極的に行う一方、将来の需要拡大に備えた生産基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

| 事業区分     | 事業内容                                                                          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ダイカスト事業  | アルミニウム合金を主材料とするダイカスト製品、金型の製造・販売をしております。ダイカスト製品は、自動車部品、汎用エンジン部品、産業用機械部品等であります。 |
| アルミニウム事業 | アルミニウムの合金地金の製造・販売をしております。                                                     |
| 完成品事業    | 建築用床材料等の製造・販売をしております。                                                         |

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|           |                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社        | 東京都中野区                                                                                                                                                           |
| 工場        | 東松山工場（埼玉県比企郡滑川町）<br>熊谷工場（埼玉県熊谷市）<br>浜松工場（静岡県浜松市中区）<br>豊橋工場（愛知県豊橋市）                                                                                               |
| テクニカルセンター | 愛知県豊橋市                                                                                                                                                           |
| 営業所       | 栃木営業所（栃木県下都賀郡壬生町）<br>関東営業所（東京都中野区）<br>厚木営業所（神奈川県厚木市）<br>浜松営業所（静岡県浜松市中区）<br>名古屋営業所（愛知県安城市）<br>関西営業所（大阪府吹田市）<br>大阪営業所（大阪府吹田市）<br>福岡営業所（福岡県福岡市博多区）<br>熊本営業所（熊本県宇城市） |

(注) 福岡営業所は平成21年4月末日をもって閉鎖し、関西営業所に統合しております。

## ② 主要な子会社の事業所

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 株式会社アーレスティ栃木            | 栃木県下都賀郡壬生町    |
| 株式会社アーレスティ熊本            | 熊本県宇城市        |
| 株式会社アーレスティ山形            | 山形県西置賜郡白鷹町    |
| アーレスティウイلمイントンCORP.     | 米国オハイオ州       |
| 株式会社アーレスティダイモールド浜松      | 静岡県浜松市西区      |
| 東海精工株式会社                | 静岡県浜松市中区      |
| 広州阿雷斯提汽車配件有限公司          | 中華人民共和国広東省    |
| アーレスティメヒカーナS.A. de C.V. | メキシコ合衆国サカテカス州 |

(注) 東海精工株式会社は平成21年4月1日をもって株式会社アーレスティプリテックに商号変更しております。

## (7) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門     | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| ダイカスト事業  | 3,640名 | 282名増       |
| アルミニウム事業 | 56名    | 1名減         |
| 完成品事業    | 38名    | 1名増         |
| 全社(共通)   | 203名   | 27名増        |
| 合計       | 3,937名 | 309名増       |

(注) 1. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。  
 2. 使用人数が当連結会計年度において309名増加しておりますが、主として、アーレスティインディアプライベートリミテッドにおけるダイカスト事業の本格的な開始ならびにアーレスティメヒカーナS.A. de C.V. および広州阿雷斯提汽車配件有限公司におけるダイカスト事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤務年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,041名 | 1名減       | 37.1歳 | 11.8年  |

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者(96名)を除き、社外から当社への出向者(29名)を含めております。

なお、使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。



(8) 主要な借入先の状況 (平成21年3月31日現在)

| 借入先             | 借入残高     |
|-----------------|----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 8,595百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 3,415    |
| 株式会社静岡銀行        | 3,389    |
| 株式会社清水銀行        | 2,792    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 2,225    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社の解散

平成21年5月14日開催の当社取締役会において連結子会社である台湾阿雷斯提模具股份有限公司を解散する方針を決議いたしました。

- (1) 理由：当社グループの効率的な事業展開を行うため。
- (2) 事業内容：ダイカスト用金型の製造販売
- (3) 持分比率：100%
- (4) 解散時期：平成21年5月下旬
- (5) 負債総額：108百万円（平成20年12月31日時点）
- (6) 損失見込額：軽微であります。
- (7) 営業活動等へ及ぼす重要な影響：該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,778,220株（うち自己株式237,722株）
- ③ 株主数 4,186名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
該当の株主はおりませんが、当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりであります。

| 株 主 名                                       | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|---------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                             | 持株数（千株）         | 出資比率（%） |
| モルガンスタンレーアンド<br>カンパニーインク                    | 1,403           | 6.4     |
| 高 橋 利 江                                     | 1,075           | 4.9     |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行(株)（信託口）                | 790             | 3.6     |
| (株)三菱東京UFJ銀行                                | 765             | 3.5     |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行(株)（信託口4G）              | 760             | 3.4     |
| 本 田 技 研 工 業 (株)                             | 672             | 3.0     |
| 日 本 軽 金 属 (株)                               | 657             | 3.0     |
| ザバンクオブニューヨーク<br>ジャスディックノントリーティ<br>ア カ ウ ン ト | 589             | 2.7     |
| ス ズ キ (株)                                   | 565             | 2.5     |
| (株)みずほコーポレート銀行                              | 544             | 2.4     |
| 計                                           | 7,824           | 35.9    |

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成21年3月31日現在)

| 発行決議日                       | 平成18年11月15日                     | 平成19年7月26日                                | 平成20年7月25日                                |                                             |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数                     | 66個                             | 101個                                      | 240個                                      |                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          | 普通株式 6,600株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 10,100株<br>(新株予約権1個につき100株)          | 普通株式 24,000株<br>(新株予約権1個につき100株)          |                                             |
| 新株予約権の払込金額                  | 無償                              | 無償                                        | 無償                                        |                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)     | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)               | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)               |                                             |
| 権利行使期間                      | 平成18年12月1日から<br>平成48年11月30日まで   | 平成19年8月11日から<br>平成49年8月10日まで              | 平成20年8月19日から<br>平成50年8月18日まで              |                                             |
| 行使の条件                       | 注1                              | 注2                                        | 注3                                        |                                             |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く)               | 新株予約権の数 66個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 4名 | 新株予約権の数 92個<br>目的となる株式数 9,200株<br>保有者数 4名 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 4名 |
|                             | 監査役<br>(社外監査役を除く)               | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 600株<br>保有者数 1名    | 新株予約権の数 9個<br>目的となる株式数 900株<br>保有者数 1名    | 新株予約権の数 40個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 2名   |

注1：(1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年12月1日から平成48年11月30日まで

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。  
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。  
(5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

注2：(1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年8月11日から平成49年8月10日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

- (3) 前記注1の(3)に同じ  
(4) 前記注1の(4)に同じ  
(5) 前記注1の(5)に同じ

注3：(1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
  - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び他の法人等の代表状況等   |
|----------|-------|-------------------|
| 代表取締役社長  | 高橋新   | 最高執行責任者           |
| 取締役      | 小木旭   | 専務執行役員<br>品質保証本部長 |
| 取締役      | 林 禎一  | 執行役員<br>製造本部長     |
| 取締役      | 古屋茂   | 執行役員<br>管理本部長     |
| 取締役      | 宮内忠一  |                   |
| 常勤監査役    | 熊木勉   |                   |
| 常勤監査役    | 見目康夫  |                   |
| 監査役      | 早乙女唯夫 |                   |
| 監査役      | 志藤昭彦  | 株式会社ヨロズ代表取締役会長    |

- (注) 1. 取締役宮内忠一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早乙女唯夫氏及び志藤昭彦氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は18名で構成され、うち4名が取締役兼任であります。
4. 監査役熊木勉氏及び監査役早乙女唯夫氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役熊木勉氏は、当社の経理部署に昭和46年4月から平成8年7月まで在籍し、通算25年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事しておりました。
  - ・監査役早乙女唯夫氏は、税理士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額          |
|------------------|-----------|--------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 82百万円<br>(3) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2) | 35百万円<br>(9) |
| 合 計              | 9名        | 118百万円       |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。  
 4. 支給額には、以下のものも含まれております。  
     ・ストックオプションによる報酬額  
         取締役 4名 11百万円  
         監査役 2名 2百万円  
 5. 上記支給額のほか、当期において支給した役員退職慰労金は、次のとおりであります。なお、当社は平成17年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。  
         退任監査役1名 4百万円

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役宮内忠一氏は、日本軽金属(株)の常務執行役員を兼務しております。なお、当社は日本軽金属(株)の間には特別の関係はありません。
  - ・監査役志藤昭彦氏は、(株)ヨロズ、(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサーピスの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と上記7社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役早乙女唯夫氏は、(株)パーカーコーポレーションの社外監査役を兼務しております。なお、当社は(株)パーカーコーポレーションの間には特別の関係はありません。

- ハ、当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会（16回開催） |       | 監査役会（12回開催） |        |
|----------|-------------|-------|-------------|--------|
|          | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役宮内忠一  | 13回         | 81.3% | —           | —      |
| 監査役早乙女唯夫 | 16          | 100.0 | 12回         | 100.0% |
| 監査役志藤昭彦  | 15          | 93.8  | 12          | 100.0  |

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役宮内忠一氏は、豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役早乙女唯夫氏は、税理士としての経験から必要に応じ専門的な見地から経理などについて発言をしております。

監査役志藤昭彦氏は、豊富な経験や見識から企業経営の健全性、コーポレートガバナンス等について発言をしております。

- ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役宮内忠一氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役早乙女唯夫氏と監査役志藤昭彦氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 69百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制構築に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

⑥ 子会社の会計監査人の状況

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規定」及び「アーレストィグループ行動規範」を定め、取締役は自らの率先垂範と従業員への周知徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局を経営企画部に設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推進する。
- ③ 取締役管理本部長を責任者、経理部、経営企画部を推進部署として、当社グループ全体の内部統制システムを構築・整備し、執行部門から独立した内部監査室による内部統制監査により、内部統制システムの有効性及び適法性を確保する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反行為に関する社内通報システムを整備し、「コンプライアンス通報要領」に基づきその運用を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請等は断固として排除する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、AMS (Ahresty Management Standard) に規定する「文書管理規定」・「機密情報管理規定」・「電子情報管理規定」等に基づき、その定められた期間及び保存媒体に応じて適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 資金管理、資産活用、個別取引、事故・災害、その他企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・識別、分析・評価を行い、既存の個別リスクに対応した「与信管理規定」等のほかに総括的な「リスク管理規定」を定め、カテゴリーごとの管理責任者を決定し、同規定に従いリスク管理体制を整備する。
- ② 不測の事態を想定した「緊急事態対応要領」を定め、不測の事態が発生した場合には、同要領に基づき、社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会を月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役相互に業務執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎とする。
  - ② 取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門に横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成し原則として月2回開催される経営会議において審議を行い、その審議を経て執行している。
  - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限・職務分掌規定」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 経営管理については、「関係会社管理規定」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、月1回開催される利益会議のほか、必要に応じてモニタリングを行う。
  - ② グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「コンプライアンス基本方針」、「アーレスティグループ行動規範」をグループ全体に適用し、これを基礎として、グループ各社が諸規程を制定・改訂する。  
子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室又はコンプライアンス委員会に報告する。
  - ③ 内部監査室は、「内部（会計・業務）監査規定」に基づきグループ会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は、監査役と協議のうえ取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役が出席する経営会議、利益会議等の業務執行又は業績に関する会議において、「経営会議規定」、「利益会議規定」等に基づき業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ② 内部監査室は、「内部（会計・業務）監査規定」に基づき監査役と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査役に都度報告する。
  - ③ 「コンプライアンス通報要領」に基づき、社内通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ④ 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査役会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の増大が最も重要な株主還元と位置づけております。利益配分につきましては、中長期的な事業発展のための財務体質と経営基盤の強化を図ることを考慮しつつ、適正な利益還元を行うことを基本方針とし、中長期の企業成長に必要な投資額および配当性向を勘案したうえで、連結業績の動向も十分考慮した配当を行ってまいります。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり11円の間配当を実施しましたが、通期の業績を勘案し誠に遺憾ながら期末配当は無配とすることを決定しました。結果1株当たり年間配当金は11円となります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当（基準日9月30日）をすることができる旨および会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日                 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 平成20年11月10日<br>取締役会決議 | 236             | 11              |
| 平成21年5月14日<br>取締役会決議  | —               | —               |

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社としては会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は重要な事項と認識しており、継続的に検討をしております。

# 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 流 動 資 産   | 33,391 | 流 動 負 債       | 28,132 |
| 現金及び預金    | 7,444  | 支払手形及び買掛金     | 13,161 |
| 受取手形及び売掛金 | 17,118 | 短期借入金         | 2,219  |
| 商品及び製品    | 1,575  | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,574  |
| 仕掛品       | 3,080  | 未払法人税等        | 211    |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,965  | 賞与引当金         | 907    |
| 繰延税金資産    | 616    | 役員賞与引当金       | 2      |
| その他       | 1,595  | その他           | 6,055  |
| 貸倒引当金     | △6     | 固 定 負 債       | 24,253 |
| 固 定 資 産   | 53,169 | 長期借入金         | 16,934 |
| 有形固定資産    | 47,238 | 繰延税金負債        | 3,331  |
| 建物及び構築物   | 9,660  | 退職給付引当金       | 3,281  |
| 機械装置及び運搬具 | 20,150 | 役員退職慰労引当金     | 161    |
| 工具器具備品    | 3,772  | 負ののれん         | 444    |
| 土地        | 5,951  | その他           | 98     |
| リース資産     | 11     |               |        |
| 建設仮勘定     | 7,692  | 負債合計          | 52,385 |
| 無形固定資産    | 830    | 純 資 産 の 部     |        |
| のれん       | 138    | 株 主 資 本       | 36,882 |
| その他       | 692    | 資 本 金         | 5,117  |
| 投資その他の資産  | 5,100  | 資 本 剰 余 金     | 8,363  |
| 投資有価証券    | 4,531  | 利 益 剰 余 金     | 23,758 |
| 繰延税金資産    | 264    | 自 己 株 式       | △357   |
| その他       | 312    | 評価・換算差額等      | △2,765 |
| 貸倒引当金     | △8     | その他有価証券評価差額金  | 954    |
| 資産合計      | 86,560 | 為替換算調整勘定      | △3,720 |
|           |        | 新 株 予 約 権     | 58     |
|           |        | 純資産合計         | 34,175 |
|           |        | 負債純資産合計       | 86,560 |

## 連結損益計算書

（平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目               | 金 額   |         |
|-------------------|-------|---------|
| 売 上 高             |       | 104,843 |
| 売 上 原 価           |       | 98,172  |
| 売 上 総 利 益         |       | 6,671   |
| 販売費及び一般管理費        |       | 9,337   |
| 営 業 損 失 ( △ )     |       | △2,665  |
| 営 業 外 収 益         |       |         |
| 受 取 利 息           | 18    |         |
| 受 取 配 当 金         | 115   |         |
| 負ののれん償却額          | 456   |         |
| そ の 他             | 225   | 816     |
| 営 業 外 費 用         |       |         |
| 支 払 利 息           | 312   |         |
| 為 替 差 損           | 2,045 |         |
| そ の 他             | 59    | 2,416   |
| 経 常 損 失 ( △ )     |       | △4,265  |
| 特 別 利 益           |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 8     |         |
| 関 係 会 社 清 算 益     | 100   |         |
| そ の 他             | 11    | 121     |
| 特 別 損 失           |       |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損   | 230   |         |
| 減 損 損 失           | 711   |         |
| 早 期 割 増 退 職 金     | 350   |         |
| そ の 他             | 54    | 1,346   |
| 税金等調整前当期純損失 ( △ ) |       | △5,491  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 603   |         |
| 法人税等還付税額          | △399  |         |
| 法人税等調整額           | 1,076 | 1,280   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )   |       | △6,772  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 株主資本                |        |
| 資本金                 |        |
| 前期末残高               | 5,117  |
| 当期変動額               |        |
| 当期変動額合計             | —      |
| 当期末残高               | 5,117  |
| 資本剰余金               |        |
| 前期末残高               | 8,361  |
| 当期変動額               |        |
| 自己株式の処分             | 1      |
| 当期変動額合計             | 1      |
| 当期末残高               | 8,363  |
| 利益剰余金               |        |
| 前期末残高               | 31,072 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △541   |
| 当期純損失(△)            | △6,772 |
| 当期変動額合計             | △7,313 |
| 当期末残高               | 23,758 |
| 自己株式                |        |
| 前期末残高               | △57    |
| 当期変動額               |        |
| 自己株式の取得             | △302   |
| 自己株式の処分             | 2      |
| 当期変動額合計             | △300   |
| 当期末残高               | △357   |
| 株主資本合計              |        |
| 前期末残高               | 44,494 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △541   |
| 当期純損失(△)            | △6,772 |
| 自己株式の取得             | △302   |
| 自己株式の処分             | 4      |
| 当期変動額合計             | △7,612 |
| 当期末残高               | 36,882 |
| 評価・換算差額等            |        |
| その他有価証券評価差額金        |        |
| 前期末残高               | 1,883  |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △928   |
| 当期変動額合計             | △928   |
| 当期末残高               | 954    |
| 為替換算調整勘定            |        |
| 前期末残高               | △1,126 |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △2,593 |



(単位：百万円)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 当期変動額合計             | <u>△2,593</u>  |
| 当期末残高               | <u>△3,720</u>  |
| 評価・換算差額等合計          |                |
| 前期末残高               | 756            |
| 当期変動額               |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | <u>△3,522</u>  |
| 当期変動額合計             | <u>△3,522</u>  |
| 当期末残高               | <u>△2,765</u>  |
| 新株予約権               |                |
| 前期末残高               | 49             |
| 当期変動額               |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | <u>9</u>       |
| 当期変動額合計             | <u>9</u>       |
| 当期末残高               | <u>58</u>      |
| 純資産合計               |                |
| 前期末残高               | 45,299         |
| 当期変動額               |                |
| 剰余金の配当              | △541           |
| 当期純損失（△）            | △6,772         |
| 自己株式の取得             | △302           |
| 自己株式の処分             | 4              |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | <u>△3,512</u>  |
| 当期変動額合計             | <u>△11,124</u> |
| 当期末残高               | <u>34,175</u>  |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
  - ・連結子会社の数
  - ・連結子会社の名称

14社

連結子会社は㈱アーレスティ栃木、㈱アーレスティ熊本、アーレスティウイイルミントンCORP.、㈱アーレスティ山形、㈱アーレスティダイモールド浜松、㈱アーレスティダイモールド栃木、㈱アーレスティダイモールド熊本、台湾阿雷斯提模具股份有限公司、タイアーレスティダイCO., LTD.、㈱アーレスティテクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、東海精工㈱、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッドであります。

- ② 非連結子会社の状況
  - ・非連結子会社の名称

㈱ATCつくば

タイアーレスティエンジニアリングCO., LTD.  
阿雷斯提精密模具(広州)有限公司

- ・連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

- ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

非連結子会社である阿雷斯提精密模具(広州)有限公司等3社に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### 連結の範囲の変更

天竜金属工業㈱および㈱シー・エス・フソーは、平成20年1月1日に㈱アーレスティテクノサービスと合併したため、それぞれ連結の範囲から除いております。

㈱アーレスティダイモールドは、平成20年1月4日において会社分割し、㈱アーレスティダイモールド熊本を新設しております。なお、㈱アーレスティダイモールドは会社分割成立の日をもって㈱アーレスティダイモールド栃木に商号変更しております。その結果、新設された㈱アーレスティダイモールド熊本を、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)アーレスティテクノサービス、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、台湾阿雷斯提模具股份有限公司、タイアーレスティダイCO., LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、東海精工(株)、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社と国内連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、海外連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ481百万円増加しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社…定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主たる海外連結子会社…定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具器具備品 2～20年

（追加情報）

当社および国内連結子会社の機械装置については、平成20年度の法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、新規取得資産だけでなく既存の資産についても、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ598百万円増加しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法  
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 退職給付引当金

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、一部の海外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は平成17年6月24日開催の第84回定時株主総会において、退職慰労金制度の廃止に伴い同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。

また、主たる国内連結子会社については、在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給すること及び役員退職慰労金制度の廃止が決議され、決議時までの役員退職慰労引当金の計上を行うとともに同制度を廃止いたしました。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計方針の変更)

海外連結子会社等の収益及び費用については、従来、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、為替相場の変動による影響を連結業績に適切に反映させることを目的としております。

これにより営業損失は32百万円、経常損失は577百万円、税金等調整前当期純損失は576百万円、それぞれ増加しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務等

ハ. ヘッジ方針

変動金利支払の長期借入金について、借入スプレッドを引き下げる目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんの償却については、発生日を含む連結会計年度より5年間の定額法により償却を行っております。なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。
- (8) 会計方針の変更  
(リース取引に関する会計基準)  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。  
(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)  
当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。  
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- (9) 連結貸借対照表の表示方法の変更  
①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「商品」「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。なお、当連結会計年度に含まれる「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ1,575百万円、3,080百万円、1,255百万円、710百万円であり、「商品」の残高はありません。  
②前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期貸付金」(当連結会計年度末の残高0百万円)は、当連結会計年度末における残高が資産の総額の100分の1以下であることから、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することになりました。
- (10) 連結損益計算書の表示方法の変更  
①前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度における「為替差損」の金額は23百万円であります。  
②前連結会計年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」(当連結会計年度の金額0百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下であり、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、特別利益の「その他」に含めて表示することになりました。

③前連結会計年度まで区分掲記しておりました「製品補償費用」（当連結会計年度の金額51百万円）は、特別損失の総額の100分の10以下であり、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、特別損失の「その他」に含めて表示することにしました。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

有形固定資産及び投資有価証券のうち下記資産については、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）15,013百万円（うち工場財団分63百万円）の担保に供しております。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 757百万円   |
| 機械装置及び運搬具 | 661百万円   |
| 土地        | 2,707百万円 |
| 投資有価証券    | 2,625百万円 |
| 計         | 6,752百万円 |

上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 147百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 661百万円 |
| 土地        | 108百万円 |
| 計         | 918百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 76,539百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

事業所稼動低下により将来の回収見込みがなくなった資産の帳簿価額の一部を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額を使用し、売却見込額に基づき評価しております。

| 用途      | 場所        | 種類            | 金額     |
|---------|-----------|---------------|--------|
| 工場及び設備等 | 埼玉県比企郡滑川町 | 建物、構築物、機械及び装置 | 711百万円 |
|         | 合計        |               | 711百万円 |



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 21,778千株     | 一千株          | 一千株          | 21,778千株     |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 33千株         | 205千株        | 1千株          | 237千株        |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成20年5月14日取締役会議に基づく自己株式の取得(200,000株)および単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 平成20年5月14日開催の取締役会議による配当に関する事項

・配当金の総額 304百万円

・1株当たり配当額 14円

・基準日 平成20年3月31日

・効力発生日 平成20年6月9日

ロ. 平成20年11月10日開催の取締役会議による配当に関する事項

・配当金の総額 236百万円

・1株当たり配当額 11円

・基準日 平成20年9月30日

・効力発生日 平成20年12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの該当事項はありません。

##### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成18年11月15日<br>取締役会議分 | 平成19年7月26日<br>取締役会議分 | 平成20年7月25日<br>取締役会議分 |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                  | 普通株式                 | 普通株式                 |
| 目的となる株式の数  | 6,600株                | 10,100株              | 24,000株              |
| 新株予約権の残高   | 66個                   | 101個                 | 240個                 |

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,583円83銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△313円83銭

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### 連結子会社の解散

平成21年5月14日開催の当社取締役会において連結子会社である台湾阿雷斯提模具股份有限公司を解散する方針を決議いたしました。

- (1) 理由：当社グループの効率的な事業展開を行うため。
- (2) 事業内容：ダイカスト用金型の製造販売
- (3) 持分比率：100%
- (4) 解散時期：平成21年5月下旬
- (5) 負債総額：108百万円（平成20年12月31日時点）
- (6) 損失見込額：軽微であります。
- (7) 営業活動等へ及ぼす重要な影響：該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部              |               |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 流 動 資 産         | 25,001        | 流 動 負 債              | 22,776        |
| 現金及び預金          | 3,911         | 支払手形                 | 2,157         |
| 受取手形            | 1,419         | 買掛金                  | 7,094         |
| 売掛金             | 14,083        | 1年内返済予定の長期借入金        | 4,973         |
| 商品及び製品          | 653           | リース債務                | 3             |
| 仕掛品             | 1,017         | 未払金                  | 1,565         |
| 原材料及び貯蔵品        | 902           | 未払費用                 | 477           |
| 前渡金             | 12            | 前受金                  | 123           |
| 前払費用            | 72            | 預り金                  | 5,232         |
| 短期貸付金           | 1,272         | 賞与引当金                | 563           |
| 未収入金            | 1,556         | その他の                 | 585           |
| その他の            | 106           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>20,467</b> |
| 貸倒引当金           | △7            | 長期借入金                | 16,107        |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>47,814</b> | リース債務                | 7             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,984</b> | 繰延税金負債               | 2,170         |
| 建築物             | 3,625         | 退職給付引当金              | 2,045         |
| 構築物             | 217           | 役員退職慰労引当金            | 114           |
| 機械及び装置          | 4,364         | その他の                 | 20            |
| 車両運搬具           | 43            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>43,243</b> |
| 工具器具備品          | 1,779         | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 土地              | 3,578         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>28,481</b> |
| リース資産           | 11            | 資本金                  | 5,117         |
| 建設仮勘定           | 1,364         | 資本剰余金                | 8,182         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>233</b>    | 資本準備金                | 8,177         |
| ソフトウェア          | 213           | その他資本剰余金             | 4             |
| その他の            | 19            | 利益剰余金                | 15,539        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>32,596</b> | 利益準備金                | 393           |
| 投資有価証券          | 3,652         | その他利益剰余金             | 15,145        |
| 関係会社株式          | 27,003        | 配当準備積立金              | 120           |
| 出資金             | 0             | 買換資産圧縮積立金            | 2,131         |
| 長期貸付金           | 1,700         | 固定資産圧縮積立金            | 1             |
| 破産更生債権等         | 8             | 別途積立金                | 13,240        |
| 長期前払費用          | 2             | 繰越利益剰余金              | △347          |
| その他の            | 238           | 自己株式                 | △357          |
| 貸倒引当金           | △8            | <b>評価・換算差額等</b>      | <b>1,031</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>72,815</b> | その他有価証券評価差額金         | 1,031         |
|                 |               | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>58</b>     |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>29,571</b> |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>72,815</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売 上 高           |       | 86,572 |
| 売 上 原 価         |       | 81,892 |
| 売 上 総 利 益       |       | 4,680  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 6,014  |
| 営 業 損 失 ( △ )   |       | △1,334 |
| 営 業 外 収 益       |       |        |
| 受 取 利 息         | 82    |        |
| 受 取 配 当 金       | 335   |        |
| 受 取 貸 貸 料       | 64    |        |
| そ の 他           | 88    | 572    |
| 営 業 外 費 用       |       |        |
| 支 払 利 息         | 244   |        |
| そ の 他           | 34    | 278    |
| 経 常 損 失 ( △ )   |       | △1,041 |
| 特 別 利 益         |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益   | 51    |        |
| 関 係 会 社 清 算 益   | 42    |        |
| そ の 他           | 5     | 99     |
| 特 別 損 失         |       |        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 135   |        |
| 減 損 損 失         | 711   |        |
| 早 期 割 増 退 職 金   | 183   |        |
| そ の 他           | 3     | 1,033  |
| 税引前当期純損失(△)     |       | △1,974 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 28    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 1,246 | 1,275  |
| 当 期 純 損 失 ( △ ) |       | △3,250 |

# 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|              |  |        |
|--------------|--|--------|
| 株主資本         |  |        |
| 資本金          |  |        |
| 前期末残高        |  | 5,117  |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 5,117  |
| 資本剰余金        |  |        |
| 資本準備金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 8,177  |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 8,177  |
| その他資本剰余金     |  |        |
| 前期末残高        |  | 2      |
| 当期変動額        |  |        |
| 自己株式の処分      |  | 1      |
| 当期変動額合計      |  | 1      |
| 当期末残高        |  | 4      |
| 利益剰余金        |  |        |
| 利益準備金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 393    |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 393    |
| その他利益剰余金     |  |        |
| 配当準備積立金      |  |        |
| 前期末残高        |  | 120    |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 120    |
| 買換資産圧縮積立金    |  |        |
| 前期末残高        |  | 2,391  |
| 当期変動額        |  |        |
| 買換資産圧縮積立金の積立 |  | 0      |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 |  | △260   |
| 当期変動額合計      |  | △259   |
| 当期末残高        |  | 2,131  |
| 固定資産圧縮積立金    |  |        |
| 前期末残高        |  | 2      |
| 当期変動額        |  |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |  | △0     |
| 当期変動額合計      |  | △0     |
| 当期末残高        |  | 1      |
| 別途積立金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 12,240 |
| 当期変動額        |  |        |

(単位：百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 別途積立金の積立            | 1,000  |
| 当期変動額合計             | 1,000  |
| 当期末残高               | 13,240 |
| 繰越利益剰余金             |        |
| 前期末残高               | 4,183  |
| 当期変動額               |        |
| 買換資産圧縮積立金の積立        | △0     |
| 買換資産圧縮積立金の取崩        | 260    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        | 0      |
| 別途積立金の積立            | △1,000 |
| 剰余金の配当              | △541   |
| 当期純損失(△)            | △3,250 |
| 当期変動額合計             | △4,531 |
| 当期末残高               | △347   |
| 自己株式                |        |
| 前期末残高               | △57    |
| 当期変動額               |        |
| 自己株式の取得             | △302   |
| 自己株式の処分             | 2      |
| 当期変動額合計             | △300   |
| 当期末残高               | △357   |
| 株主資本合計              |        |
| 前期末残高               | 32,572 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △541   |
| 当期純損失(△)            | △3,250 |
| 自己株式の取得             | △302   |
| 自己株式の処分             | 4      |
| 当期変動額合計             | △4,090 |
| 当期末残高               | 28,481 |
| 評価・換算差額等            |        |
| その他有価証券評価差額金        |        |
| 前期末残高               | 1,852  |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △821   |
| 当期変動額合計             | △821   |
| 当期末残高               | 1,031  |
| 評価・換算差額等合計          |        |
| 前期末残高               | 1,852  |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △821   |
| 当期変動額合計             | △821   |
| 当期末残高               | 1,031  |
| 新株予約権               |        |
| 前期末残高               | 49     |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9      |
| 当期変動額合計             | 9      |
| 当期末残高               | 58     |
| 純資産合計               |        |
| 前期末残高               | 34,474 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △541   |
| 当期純損失(△)            | △3,250 |
| 自己株式の取得             | △302   |
| 自己株式の処分             | 4      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △811   |
| 当期変動額合計             | △4,902 |
| 当期末残高               | 29,571 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの
- ③ たな卸資産

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ356百万円増加しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 3～50年 |
| 機械及び装置 | 5～15年 |
| 工具器具備品 | 2～20年 |

（追加情報）

機械及び装置については、平成20年度の法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、新規取得資産だけでなく既存の資産についても、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ299百万円増加しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- なお、当社は平成17年6月24日開催の第84回定時株主総会において、退職慰労金制度の廃止に伴い同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。



(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ取引  
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金
- b. ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建債権債務等

③ ヘッジ方針

当社においては変動金利支払の長期借入金について、借入スプレッドを引き下げる目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部に内部牽制をもちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (7) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## (8) 貸借対照表の表示方法の変更

①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度より「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。

なお、当事業年度に含まれる「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ653百万円、1,017百万円、585百万円、316百万円であります。

②前事業年度まで区分掲記しておりました「電話加入権」(当期末残高14百万円)は、資産の総額の100分の1以下であることから、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、無形固定資産の「その他」に含めて表示することになりました。

③前事業年度まで区分掲記しておりました「設備関係支払手形」(当期末残高585百万円)は、資産の総額の100分の1以下であることから、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、流動負債の「その他」に含めて表示することになりました。

(9) 損益計算書の表示方法の変更

- ①前事業年度において「受取利息及び配当金」として掲記されていたものは、財務諸表の比較可能性を向上するため、当事業年度より「受取利息」「受取配当金」として区分掲記しております。なお、前事業年度に含まれる「受取利息」「受取配当金」は、それぞれ59百万円、619百万円であります。
- ②前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前事業年度における「受取賃貸料」の金額は72百万円であります。
- ③前事業年度まで「投資有価証券等評価損」（当期2百万円）として区分掲記されていたものは、特別損失の総額の100分の10以下であることから、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、特別損失の「その他」に含めて表示することになりました。
- ④前事業年度まで「退職慰労金」（当期0百万円）として区分掲記されていたものは、特別損失の総額の100分の10以下であることから、財務諸表の比較可能性の観点において、従来のように区分掲記する重要性が低いと判断したため、特別損失の「その他」に含めて表示することになりました。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

有形固定資産及び投資有価証券のうち下記資産については、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）14,950百万円の担保に供しております。

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 610百万円   |
| 土地     | 2,598百万円 |
| 投資有価証券 | 2,625百万円 |
| 合計     | 5,833百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 30,896百万円

### (3) 保証債務

関係会社の金融機関からの銀行借入等に対し保証を行っております。

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| アーレスティウイルミントンCORP.        | 1,364百万円 |
| アーレスティメヒカーナS. A. de C. V. | 2,592百万円 |
| 広州阿雷斯提汽车配件有限公司            | 848百万円   |
| アーレスティインディアプライベートリミテッド    | 335百万円   |
| 合計                        | 5,140百万円 |

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 3,252百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,715百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 7,661百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 4,039百万円  |
| ② 売上原価       | 36,414百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 24百万円     |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 495百万円    |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 33千株       | 205千株      | 1千株        | 237千株      |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成20年5月14日取締役会議に基づく自己株式の取得(200,000株)および単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

(百万円)

|                  |        |
|------------------|--------|
| 繰延税金資産           |        |
| 未払費用             | 29     |
| 未払事業税            | 6      |
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 229    |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 832    |
| 減損損失             | 289    |
| 繰越欠損金            | 590    |
| その他              | 228    |
| 繰延税金資産小計         | 2,206  |
| 評価性引当額           | △2,206 |
| 繰延税金資産合計         | —      |
| 繰延税金負債           |        |
| 買換資産圧縮積立金        | △1,462 |
| その他有価証券評価差額金     | △707   |
| その他              | △0     |
| 繰延税金負債合計         | △2,170 |
| 繰延税金負債の純額        | △2,170 |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 車両運搬具  | 114百万円  | 82百万円      | 31百万円   |
| 工具器具備品 | 4       | 3          | 0       |
| 合計     | 118     | 85         | 32      |

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |       |
|-----|-------|
| 1年内 | 20百万円 |
| 1年超 | 12百万円 |
| 合計  | 32百万円 |

### (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 31百万円 |
| 減価償却費相当額 | 31百万円 |

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

取得原価相当額および未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性  | 会社名称                 | 住所                 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業     | 議決権所有(被所有)割合(%) | 関係内容     |                             | 取引の内容         | 取引金額(百万円) | 科目  | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------|--------------------|---------------|---------------|-----------------|----------|-----------------------------|---------------|-----------|-----|-----------|
|     |                      |                    |               |               |                 | 役員等兼任    | 事業上の関係                      |               |           |     |           |
| 子会社 | 株式会社<br>アールズ<br>ティ栃木 | 栃木県<br>下都賀郡<br>壬生町 | 300           | アルミダイカスト製品の製造 | 100             | 兼任<br>2名 | アルミ原材料を当社より仕入、ダイカスト製品を当社へ売上 | アルミダイカスト製品の購入 | 17,908    | 買掛金 | 1,202     |
|     |                      |                    |               |               |                 |          |                             | 資金の貸付         |           |     |           |
| 子会社 | 株式会社<br>アールズ<br>ティ山形 | 山形県<br>西置賜郡<br>白鷹町 | 151           | アルミダイカスト製品の製造 | 100             | 兼任<br>1名 | アルミ原材料を当社より仕入、ダイカスト製品を当社へ売上 | 資金の借入         | 852       | 預り金 | 35        |

| 属性  | 会社名<br>社名<br>等称                        | 住所                        | 資本金又<br>は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業     | 議決権等<br>の(被所有)<br>割合(%) | 関係内容     |                              | 取引内<br>容                        | 取引金額<br>(百万円) | 科目                   | 期末残高<br>(百万円)      |
|-----|----------------------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------|----------|------------------------------|---------------------------------|---------------|----------------------|--------------------|
|     |                                        |                           |                       |                   |                         | 役員<br>兼任 | 事業上<br>の関<br>係               |                                 |               |                      |                    |
| 子会社 | アーレス<br>ティウィル<br>ミントン<br>CORP.         | 米国<br>オハイオ<br>州           | 千米ドル<br>33,600        | アルミダイカ<br>スト製品の製造 | 100                     | 兼任<br>1名 | —                            | 銀行借入に<br>対する債務<br>保証            | 1,364         | —                    | —                  |
| 子会社 | 株式会社<br>アーレス<br>ティテクノ<br>サービス          | 東京都<br>中野区                | 15                    | 機械器具の製造           | 100                     | 兼任<br>1名 | ダイカスト<br>周辺部品を<br>当社へ売上      | ダイカスト<br>関連設備の<br>購入            | 843           | 未払金                  | 84                 |
| 子会社 | 株式会社<br>アーレス<br>ティダイ<br>モールド浜<br>松     | 静岡県<br>浜松市<br>西区          | 266                   | 精密金型の製造           | 100                     | 兼任<br>2名 | ダイカスト<br>金型を当社<br>へ売上        | 資金の借入                           | 1,927         | 預り金                  | 1,631              |
|     |                                        |                           |                       |                   |                         |          |                              | ダイカスト<br>用精密金型<br>の購入           | 1,966         | 未払金                  | 122                |
| 子会社 | 広州阿雷斯<br>提汽车配件<br>有限公司                 | 中華人民<br>共和国<br>広東省        | 千中国元<br>306,650       | アルミダイカ<br>スト製品の製造 | 100                     | 兼任<br>1名 | ダイカスト<br>製品を当社<br>へ売上        | 製造用機械装<br>置・工具器具<br>備品の購入<br>資金 | 1,526         | 長期貸付金<br>売掛金<br>未収入金 | 1,700<br>59<br>428 |
|     |                                        |                           |                       |                   |                         |          |                              | 銀行借入に<br>対する債務<br>保証            | 848           | —                    | —                  |
| 子会社 | 東海精工株<br>式会社                           | 静岡県<br>浜松市<br>中区          | 100                   | 軽金属製品の<br>加工      | 100                     | 兼任<br>1名 | ダイカスト<br>製品加工代<br>を当社へ売<br>上 | 資金の借入                           | 1,991         | 預り金                  | 2,136              |
| 子会社 | アーレス<br>ティメヒ<br>カーナS.A.<br>de C.V.     | メキシコ<br>合衆国<br>サカタカ<br>ス州 | 百万ペソ<br>1,035         | アルミダイカ<br>スト製品の製造 | 100                     | 兼任<br>1名 | —                            | 製造用機械装<br>置・工具器具<br>備品の購入<br>資金 | 1,631         | 売掛金<br>未収入金          | 381<br>337         |
|     |                                        |                           |                       |                   |                         |          |                              | 増資の引受                           | 5,520         | 関係会社株式               | 8,520              |
|     |                                        |                           |                       |                   |                         |          |                              | 銀行借入に<br>対する債務<br>保証            | 2,592         | —                    | —                  |
| 子会社 | アーレス<br>ティイン<br>ディアブラ<br>イベートリ<br>ミテッド | インド<br>ハリアナ<br>州          | 千ルピー<br>860,000       | アルミダイカ<br>スト製品の製造 | 100                     | 兼任<br>1名 | —                            | 増資の引受                           | 766           | 関係会社株式               | 2,114              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高のうち買掛金および未払金には消費税等が含まれております。
2. 株式会社アーレスティ栃木からのアルミダイカスト製品の購入、株式会社アーレスティテクノサービスからのダイカスト関連設備の購入および株式会社アーレスティダイモールド浜松からのダイカスト用精密金型の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格交渉の上決定しております。
3. 資金の貸付・借入については、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
4. アーレスティウイールミントンCORP.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司およびアーレスティメヒカーナS.A. de C.V.に対する債務保証は、株式会社みずほコーポレート銀行等からの融資に対して保証したものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 1,370円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △150円63銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社の解散

平成21年5月14日開催の当社取締役会において連結子会社である台湾阿雷斯提模具股份有限公司を解散する方針を決議いたしました。

- (1) 理由：当社グループの効率的な事業展開を行うため。
- (2) 事業内容：ダイカスト用金型の製造販売
- (3) 持分比率：100%（当社60.6%、連結子会社2社39.4%）
- (4) 解散時期：平成21年5月下旬
- (5) 負債総額：108百万円（平成20年12月31日時点）
- (6) 損失見込額：軽微であります。
- (7) 営業活動等へ及ぼす重要な影響：該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社 アーレスティ  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 川 正 行 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 塚 亨 ㊞   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 下 条 修 司 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社 アーレスティ  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

|                        |       |         |   |
|------------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 川 正 行 | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 塚 亨   | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 下 条 修 司 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社アーレスティ 監査役会

常勤監査役 熊 木 勉 ⑩

常勤監査役 見 目 康 夫 ⑩

社外監査役 早乙女 唯 夫 ⑩

社外監査役 志 藤 昭 彦 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しています。）

| 現 行 定 款                       | 変 更 案              |
|-------------------------------|--------------------|
| 第2章 株 式                       | 第2章 株 式            |
| <u>（株券の発行）</u>                |                    |
| <u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。 | （削除）               |
| （単元株式数）                       | （単元株式数）            |
| 第8条 （条文省略）                    | <u>第7条</u> （現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(単元未満株券の不発行)</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第9条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>                                                                                                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><u>(株券の種類)</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第10条 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(株式取扱規則)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(株式取扱規則)</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第11条 当社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、<u>単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、株主としての諸届、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                                                                                                              | <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                                           |
| <p>(単元未満株主の権利制限)</p>                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>(単元未満株主の権利制限)</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第12条 当社の株主および実質株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol>                                      | <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> |
| <p>(株主名簿管理人)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(株主名簿管理人)</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></li> </ol> | <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol>                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p> <p>(2)前項に定めるほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集および議決権)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主および実質株主は、当会社の議決権を有する他の株主または実質株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第33条 (条文省略)</p> | <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>(2)前項に定めるほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集および議決権)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第30条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p> |



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 高橋 新<br>(昭和30年11月2日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>昭和61年10月 アーレスティウイルミントン取締役就任<br>昭和62年6月 当社取締役就任<br>平成6年5月 アーレスティウイルミントン取締役会長就任<br>平成7年6月 当社専務取締役就任<br>平成9年6月 当社代表取締役副社長就任<br>平成9年10月 当社代表取締役社長就任(現任)<br>平成13年6月 京都ダイカスト工業㈱取締役就任<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成15年6月 当社上席執行役員<br>平成17年6月 当社最高執行責任者(現任) | 377,197株           |
| 2     | 小木 旭<br>(昭和22年1月25日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社ダイカスト営業部長<br>平成13年6月 当社取締役就任<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成15年6月 当社上席執行役員<br>当社ダイカスト営業本部長兼東日本ダイカスト営業部長<br>平成16年6月 当社常務取締役就任<br>営業本部長<br>平成17年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成19年3月 当社海外ダイカスト本部長<br>平成19年6月 当社取締役専務執行役員(現任)<br>平成20年5月 当社品質保証本部長(現任)    | 7,000株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3         | 林 禎一<br>(昭和22年11月26日生)  | 昭和46年4月 当社入社<br>昭和63年11月 ㈱アーレスティ熊本工場長<br>平成8年6月 アーレスティウイルミントン代表<br>取締役社長就任<br>平成10年4月 当社浜松工場長<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成15年6月 当社取締役就任(現任)<br>当社上席執行役員<br>当社ダイカスト製造本部長<br>平成16年6月 製造本部長<br>平成17年6月 当社執行役員(現任)<br>平成19年3月 当社国内ダイカスト本部長兼技術<br>本部長<br>平成20年5月 当社製造本部長(現任) | 2,600株       |
| 4         | 古 屋 茂<br>(昭和25年1月10日生)  | 昭和50年4月 当社入社<br>平成14年1月 当社アルミ営業部長<br>平成14年2月 当社執行役員(現任)<br>当社熊谷工場長<br>平成18年6月 当社取締役就任(現任)<br>平成19年3月 当社管理本部長兼品質保証本部長<br>平成20年5月 当社管理本部長(現任)                                                                                                                        | 1,500株       |
| 5         | 宮 内 忠一<br>(昭和23年6月30日生) | 昭和46年4月 日本軽金属㈱入社<br>平成9年6月 同社メタル合金事業部営業部長<br>平成13年10月 同社メタル合金事業部長(現任)<br>平成15年6月 同社執行役員<br>平成19年6月 当社取締役就任(現任)<br>日本軽金属㈱常務執行役員(現<br>任)                                                                                                                             | —            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮内忠一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮内忠一氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
同氏は、日本軽金属㈱の常務執行役員メタル合金事業部長の職にあります。その経験を生かして幅広い見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 宮内忠一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社と社外取締役宮内忠一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には責任限定契約を継続する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

以 上